

# 京都先端科学大学後援会規約

2024年4月1日改正

第1条 本会は、京都先端科学大学後援会（平成31年4月父母の会より名称変更）と称し、事務所を京都先端科学大学内に置く。

第2条 本会は、在学生の保護者・保証人及び卒業生保護者と大学の関係を密にするとともに、学生生活の向上と充実を図ることを目的とする。また、「同窓会」と連携を深めながら広い意味での大学の後援会組織を目指す。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学生の学修上必要な施設および研究の援助
2. 学生ならびに教職員の福利厚生に関する援助
3. 会員同志の交流および同窓会との連携
4. その他必要と認められた事項

第4条 本会は、京都先端科学大学在学生および卒業生の保護者・保証人、旧父母の会后援会会員、本学を支援する団体・個人をもって組織する。

1. 正会員 在学生の保護者・保証人
2. 翠会員(みどりのかいいん) 卒業生等の保護者・保証人および旧父母の会后援会会員
3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える団体及び個人

第5条 本会は、学年ごとに若干名の委員をおく。委員は会員中より会長が選出し、委員総会は毎学年の始めまでに役員を互選する。

第6条 本会は次の役員を、正会員より選出する。

会長1名、副会長若干名、会計2名、監事2名、理事若干名

第7条 役員の任期は1ヶ年とし、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、再選を妨げない。

第8条 会長は、年1回総会を招集し、事業および会計の報告をする。必要ある時は臨時総会を開催することができ、教育懇談会を総会に準ずることができる。なお、総会の議長は会長とする。

第9条 会長は三役会、役員会、委員総会等を招集し、本会運営の全般的な事項を審議・報告・決定する。

2 本会には必要に応じて、委員会を設置できる。

第10条 本会に顧問・副顧問をおくことができる。顧問は会長経験者を推薦し、委員総会の決議を経て委嘱する。顧問の任期は委嘱日より4ヶ年とする。副顧問は、三役経験者を推薦し、委員総会の決議を経て委嘱する。副顧問の任期は委嘱日より2ヶ年とする。但し、いずれも再任を妨げない。

2. 委嘱期間中の顧問、副顧問は、後援会の理事、委員、または翠会員常任委員のいずれかであること。

3. 顧問・副顧問は役員会に出席できる。また、正会員より三役が確保できない場合は、委嘱の上、三役会にも出席することができる。

第11条 本会に参与若干名をおき、大学教職員中より推薦する。参与は委員総会の協議に参加することができる。

第12条 本会の庶務、会計の処理等は京都先端科学大学学生センターに委嘱し、掌務多端の場合は臨時に事務係をおくことができる。

第13条 本会の経費は入会金、会費その他寄付金をもって支弁する。入会金及び会費は委員総会において決定する。正会員は、入会金は入学時に、会費は各年度に納入する。ただし、入会時に兄弟姉妹が在籍中の場合、入会金の納入はこれを必要としない。翠会員は、卒業時の入会金、会費の納入を必要としない。賛助会員の会費については、別に内規に定める。なお、一旦納入したものは返却しない。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 会長の招集による役員会、委員総会等の会議に出席に要する交通費・通信費等手当は、別に定める額を限度として本会において負担する。

第16条 第4条の各会員の「会員規則」を別に定める。

第17条 第4条の各会員を対象とする行事に関する「実施要項」を別に定める。

第18条 この規約の変更は委員総会において決定する。

## 附 則

1. 会の役員は、別表とする。
2. この規約は昭和 58 年 9 月 17 日から施行する。
3. この規約改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規約改正は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規約改正は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規約改正は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規約改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規約改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規約改正は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規約改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
11. この規約改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
12. この規約改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
13. この規約改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。